

大阪市城東区役所と大阪プロレス株式会社との包括連携に関する協定書

大阪市城東区役所（以下、「甲」という。）と大阪プロレス株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- （1）城東区の魅力発信、区政・市政のPRに関すること
- （2）防犯活動に関すること
- （3）市民活動の推進に関すること
- （4）子どもの教育に関すること
- （5）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（禁止事項）

第3条 乙が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め甲と乙でその対応を協議する。

(協定の解除)

第6条 本協定の実施にかかり、甲と乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他城東区長が、本協定の継続が困難であると判断し、乙へ事前通知を行った上で、乙に改善が見られない場合

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 6年 5月22日

甲：大阪市城東区中央3丁目5番45号
大阪市 協定締結担当者
城 東 区 長 吉村 悟

乙：大阪市城東区鳴野西2丁目19番8号
大阪プロレス株式会社
代表取締役社長 大林 賢将